

船舶事故調査報告書

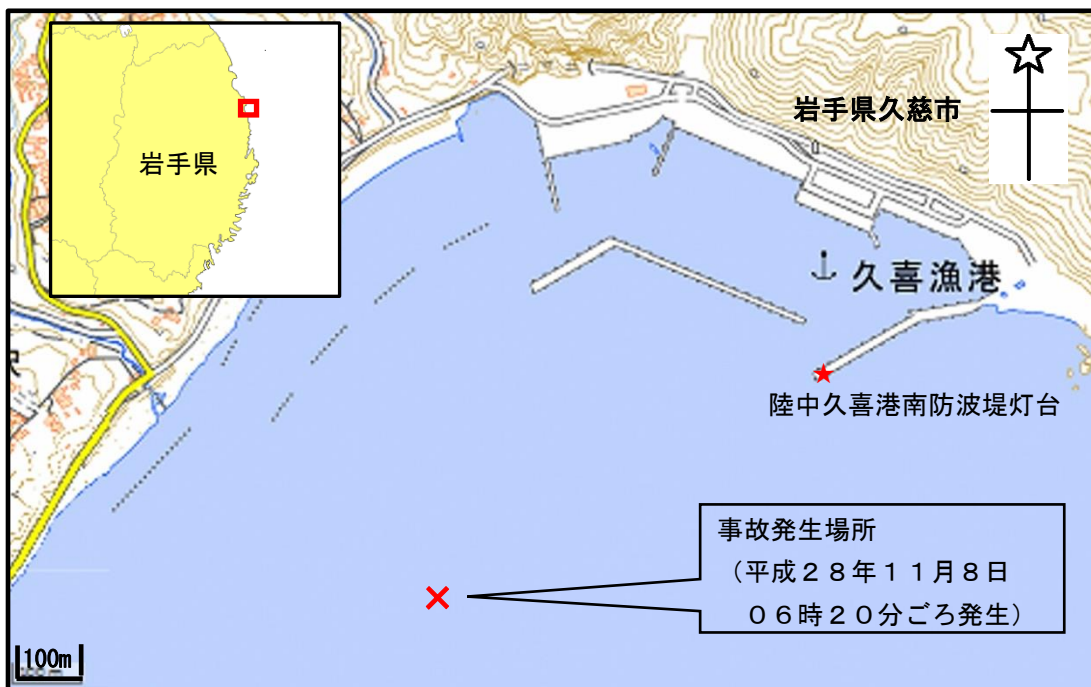
平成29年5月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成28年11月8日 06時20分ごろ
発生場所	岩手県久慈市久喜漁港 陸中久喜港南防波堤灯台から真方位238°610m付近 （概位 北緯40°07.7′ 東経141°50.9′）
事故の概要	漁船 ^{かず} 一丸は、磯建網の揚収作業中、転覆した。 一丸は、甲板員1人が死亡し、船外機に濡損を生じた。
事故調査の経過	平成28年11月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 一丸、0.98トン IT3-48990（漁船登録番号）、個人所有 6.60m(Lr)×1.30m×0.52m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、昭和51年7月10日
乗組員等に関する情報	船長 男性 75歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月18日 免許証交付日 平成25年7月29日 （平成31年6月8日まで有効） 甲板員A 男性 66歳 海技免状等 なし
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：うねり 波向南東、波高約1.5m、水温 約15℃
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか1人（以下「甲板員B」という。）が乗り組み、久喜漁港内に敷設していた磯建網（定置網の一種）を揚収する目的で、平成28年11月8日05時45分ごろ同港内の船着き場を出発し、05時50分ごろ磯建網の施設に到着した。 本船は、7日に道網の揚収を終えていたので、引き続きポンテと称する袖網、胴網及びキンコと称する箱網を揚収して船着場に戻る予定

	<p>であった。</p> <p>本船は、船外機をチルトアップして漂泊し、船長が船体中央部の後方に、甲板員Aが船体中央部に、甲板員Bが船体中央部の前方にそれぞれ立ち、網に本船の右舷側を沿わせる態勢で、人力により袖網、胴網の順に船内に揚収した。</p> <p>本船は、続いて箱網に移動して船首を東方に向けて漂泊し、船長が、両舷のバランスを考慮して揚収した網を整理しながら、甲板員2人と共に右舷側から箱網を船内に揚収する作業を行っていた。</p> <p>本船は、次第に右舷側の船縁を越えて南寄りの波高約1.5mのうねりが打ち込む状況となり、船内に海水が滞留して右舷側に傾斜し始めたので、船長が早く箱網を全て揚収してしまおうと思い、作業を続けていたところ、帯水量が増えて右舷側への傾斜が更に増大し、06時20分ごろ右舷船尾部が海中に沈み込んだ後、右舷側に転覆した。</p> <p>乗組員は、海中に投げ出された後、船長及び甲板員Bが本船の船底にしがみついたものの、船長は、甲板員Aの姿が見えないことに気付いた。</p> <p>船長の家族は、本船の作業状況を久喜漁港内の岸壁から見ていたところ、本船が転覆したのを目撃し、僚船の船長に本事故の発生を連絡して救助を依頼した。</p> <p>僚船の船長は、船長及び甲板員Bを救助した後、甲板員Aを発見して救助したものの、意識不明の状態であったので、救急車を要請した。</p> <p>甲板員Aは、搬送された病院で死亡が確認され、溺水と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、付図2 磯建網平面図、写真1 本船(左舷船首) 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の磯建網は、東西方向に張られた胴網、胴網西端に接続された漁獲物が入る箱網、胴網東端の両側に接続して放射状に張られ、魚を誘導する目的の袖網及び道網によって構成され、道網以外の網は、乾燥重量の合計が約220kgあり、全て繫<small>つな</small>げられて一連のものであったので、揚収作業の途中で切り離すことができなかった。</p> <p>船長は、本事故前日の夜及び本事故当日の朝にテレビの天気予報で南寄りの風及び波があることを確認したものの、磯建網の揚収作業に支障はないと思って出航した。</p> <p>本船は、和船型で、本事故当時、船尾部の物入れにガソリタンク(約20ℓ)及びバッテリー(約10kg)を、船首部の物入れに錨(約10kg)をそれぞれ搭載していた。</p> <p>久喜漁港内では、本事故当時、本船以外に6隻の磯建網漁を行う僚船が出航していたが、全て漁獲物を船内に取り込む作業を行っており、磯建網の交換を行っているのは本船だけであった。</p>

	<p>船長及び甲板員 2 人は、本事故当時、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、久喜漁港内において、波高約 1.5 m のうねりが寄せている状況下、磯建網の袖網等を右舷側から揚収作業中、揚収した網の重さにより復原力が低下するとともに、揚収中の網の重さによる傾斜外力により右舷側への傾斜が増したことから、船縁を越えて海水が流入して転覆したものと考えられる。</p> <p>甲板員 A の死因は、溺水であった。</p> <p>甲板員 A は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、久喜漁港内において、波高約 1.5 m のうねりが寄せている状況下、磯建網の袖網等を右舷側から揚収作業中、揚収した網の重さにより復原力が低下するとともに、揚収中の網の重さによる傾斜外力により右舷側への傾斜が増したため、船縁を越えて海水が流入して転覆したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶に重量物を搭載する際は、自船の復原性及び気象等に関する情報を総合的に判断してから実施すること。 ・ 暴露甲板で操業を行う際は、救命胴衣を着用することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



国土地理院 電子国土Webシステム使用

付図2 磯建網平面図

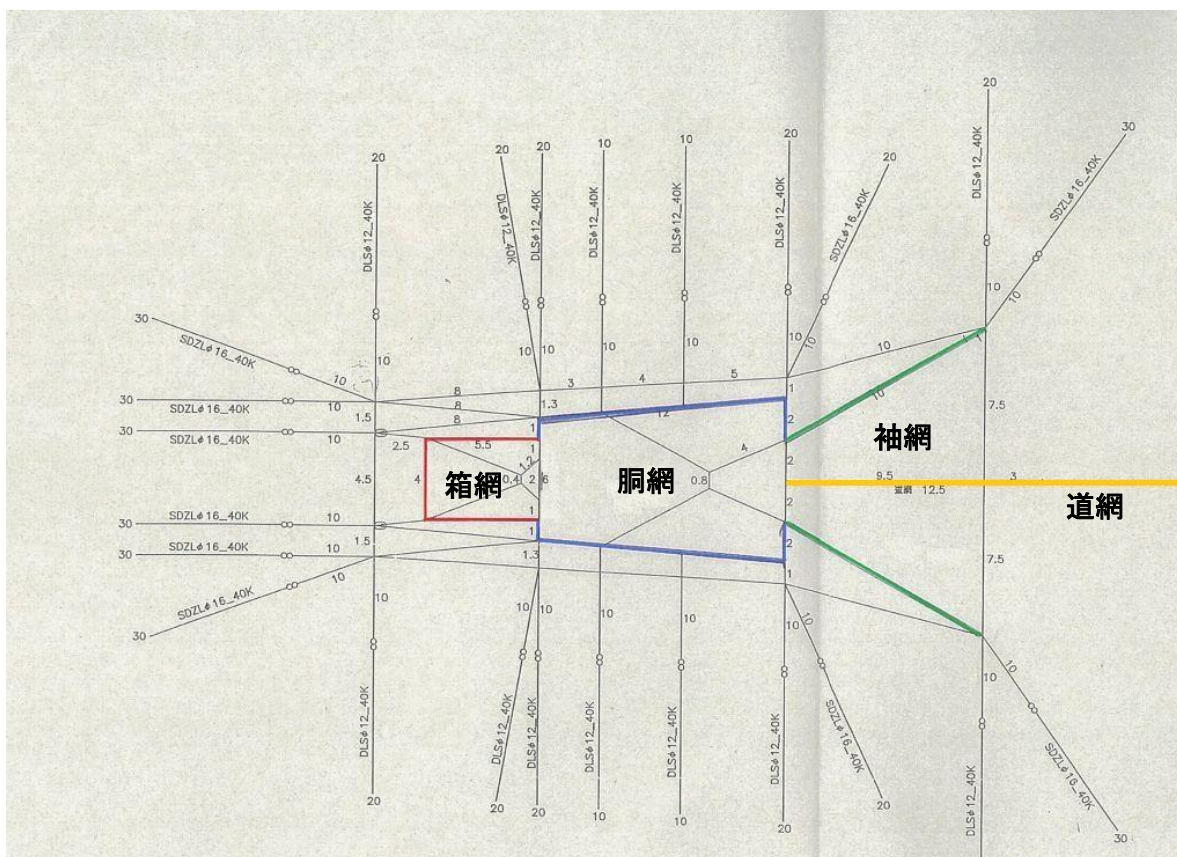


写真1 本船（左舷船首）

